

平成29年 3 月23日（木）

午前10時

上下水道局 3 階 会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第5号 職員の復職について

報告第6号 地域交流センター指定管理者選定に係る文書における審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

議決事項

議案第5号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第7号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第8号 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定について

議案第9号 「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」の策定について

議案第10号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第11号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第12号 平成29年度学校園に対する指示事項について

議案第13号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第14号 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

署名委員

村田委員長

岩根委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月18日～3月23日)

月	日	曜	行 事 等 名	内 容	場 所
2	18	土	国史跡高宮廃寺跡発掘調査現地説明会	発掘調査地の一般公開、説明	高宮廃寺跡
			第41回寝屋川市PTA大会	講演会、音楽祭、広報コンクール	アルカスホール
	21	火	第4回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟第1・2会議室
	22	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター 教育研修センター
	24	金	校長役員会	3月校長会案件について協議	教育研修センター
	26	日	寝屋川ハーフマラソン2017	大会	寝屋川公園 その他
	27	月	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
	28	火	文教常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟第2委員会室
3	1	水	3月市議会定例会（第2日）	市政運営方針（演説）、委員会付託（新年度議案）、委員長報告（現年度議案）	市議会議場
			中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター 教育研修センター
			ミュージカル「寝屋のはちかづき」	1日～3日小学4年生対象、4日一般公演	アルカスホール
	2	木	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	火	3月市議会定例会（第3日）	代表質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	8	水	3月市議会定例会（第4日）	代表質問	市議会議場
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	9	木	文教常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟第2委員会室
	10	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	13	月	文教常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟第2委員会室
	15	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター 教育研修センター
	16	木	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校

月	日	曜	行 事 等 名	内 容	場 所
3	17	金	教育委員懇話会		教育長室
			総合教育会議	「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」策定に係るパブリック・コメント結果及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(案)」	議会棟第1委員会室
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	18	土	市指定文化財特別公開 (～20日)	木造聖観音坐像の公開	法安寺(下神田町)
	19	日	第4回アルカスピアノコンクールウィナーズコンサート	ピアノコンクール上位入賞者によるコンサート	アルカスホール
	20	月	市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～高槻城跡公園
	21	火	3月市議会定例会(第5日)	委員長報告(新年度議案)、追加事件即決	市議会議場
	22	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
			平成28年度第4回社会教育委員会会議	1. 各所管に係る平成29年度事業計画について 2. 平成29年度社会教育関係団体補助事業について 3. その他	議会棟第1委員会室
	23	木	教育委員会3月定例会		上下水道局3階会議室

3月・4月教育委員会行事等計画書

(3月24日～4月30日)

月	日	曜	行 事 等 名	内 容	場 所
3	27	月	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	28	火	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
4	4	火	校園長会	市立学校園への指示事項について	教育研修センター
	5	水	市町村教育委員会委員長・教育 長会議	会議	アウィーナ大阪
			小学校入学式	入学式	市内各小学校
	6	木	中学校入学式	入学式	市内各中学校
	7	金	幼稚園入園式	入園式	市内各幼稚園
			市民体育大会総合開会式	式典	中央公民館講堂
	9	日	市民体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園
			市民体育大会空手道の部	大会	市民体育館
	13	木	校長役員会	4月校長会案件について協議	教育研修センター
	14	金	大阪府都市教育長協議会総会 ・4月定例会	会議	アウィーナ大阪
	16	日	市民体育大会バスケットボール の部	大会	市民体育館
	20	木	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	21	金	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会4月定例会		議会棟第2委員会室
	23	日	市民体育大会サッカーの部	大会	淀川河川公園木屋元地区
	27	木	近畿都市教育長協議会定期総会 (～28日)	会議	アゴーラ大阪守口
	30	日	市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館

報告第5号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成29年3月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

平成 29 年 3 月 1 日

寝屋川市教育委員会

報告第6号

地域交流センター指定管理者選定に係る文書における審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成29年3月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地域交流センター指定管理者選定に係る文書の公文書開示請求があり、部分開示決定処分を行ったが、開示請求者より審査請求書が提出され、その後、追加の部分開示決定を行うとともに、これに併せて、審査請求人に審査請求書の事実確認の再整理を求めたところ、補充申立書が提出されたことにより、この度、審査請求人からの審査請求書、補充申立書に対して、審査請求人へ弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書を送付するため。

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
委員長 村 田 茂

弁明書の送付及び反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 次の当初処分と追加処分の双方を指します。

当初処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号 部分開示決定

追加処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号 部分開示決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 平成 28 年 8 月 5 日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）を「法」と表記します。

記

1 弁明書（副本）の送付

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 5 項に基づき、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出

(1) 反論書の提出

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 30 条第 1 項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。

反論書は、正本 1 通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第 32 条第 1 項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対

する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会
(末尾記載の連絡先に提出してください。)

提出期限 平成 29 年 3 月 21 日（火曜日）

【連絡先】

〒572 - 8555

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181（代） 内線 3013

FAX 072-813-0083

社 文 ス 第 2124 号
平成 29 年 2 月 20 日

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
委員長 村田 茂

弁 明 書

【審査請求の特定】

本件処分 次の当初処分と追加処分の双方を指します。
当初処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第
262 号 部分開示決定
追加処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第
1613 号 部分開示決定
審査請求人 [REDACTED]
審査請求日 平成 28 年 8 月 5 日

上記審査請求について、審査庁は、次のとおり弁明します。

なお、弁明に当っては、本件処分を行った行政庁を「処分庁」と表記し、また、
条例名等を次のとおり略記します。

略記	正式名称等
条例	寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号）
本件別紙	追加処分の決定書に添付した「特定した公文書」との表題の文書
本件文書№18	本件処分の決定書別紙「特定した公文書」に№18 とある文書
本件文書別 5 点	本件処分の決定書別紙「特定した公文書」に別 2 から別 6 までと ある文書
本件施設	寝屋川市立地域交流センター

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

1 次の部分の開示を求める審査請求を却下する。

(1) 本件文書№18のうち「本件施設の指定管理者申請者団体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-11(1)の欄」

(2) 本件文書別5点のうち「様式A-11(1)の文書における積算根拠が記載された部分以外の部分」

2 上記1以外の審査請求を棄却する。

との裁決を求めます。

第2 本件処分について

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成28年4月1日、条例第5条第1項の規定により、下記の公文書の開示を請求しました（以下「本件開示請求」といいます。）。

記

本件施設の指定管理者選定に係る文書（議事録、採点表、応募団体名を含む）

2 本件処分

(1) 当初処分

処分庁は、条例第10条第2項の規定により、平成28年5月6日まで開示決定期間を延長することを平成28年4月15日付け社文ス第37号決定期間延長通知書によって審査請求人に通知した上で、平成28年5月6日、条例第7条及び第10条第3項の規定により、部分開示決定をして、同日付け社文ス第262号部分開示決定書によって審査請求人に通知しています。

(2) 追加処分

処分庁は、平成28年12月5日、条例第7条及び第10条第3項の規定により、部分開示決定をして、同日付け社文ス第1613号部分開示決定書によって審査請求人に通知しています。

(3) 本件処分による不開示部分及びその理由

本件開示請求の対象である公文書のうち、本件文書№18及び本件文書

別 5 点については、本件処分によって別紙のとおり不開示部分があり、その不開示理由も提示しています。

本弁明書では、不開示部分を次のとおり略記します。

公文書	不開示部分の特定	略記
本件文書 No.18	本件別紙「開示を拒否する部分」欄の上段に該当する部分	本件第 1 不開示部分
本件文書 No.18	本件別紙「開示を拒否する部分」欄の下段に該当する部分	本件第 2 不開示部分
本件文書 別 5 点	本件別紙「開示を拒否する部分」欄の「3 事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算」に該当する部分	本件第 3 不開示部分
本件文書 別 5 点	本件別紙「開示を拒否する部分」欄の「4 様式 A-7～様式 A-12 に関する文書全部（様式 A-11(1)の文書については、積算根拠が記載された部分に限る。）」に該当する部分	本件第 4 不開示部分

第 3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求人は、当初処分を対象として、同処分のうち次の部分については取り消されるべきであると主張しています。

(1) 本件第 1 不開示部分に関連する主張

本件文書 No.18 について、「本件施設の指定管理者申請者団体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-11 の欄 ((4)及び(5)を除く)」を不開示とする処分

様式 A-11 の欄うち個人情報が記載されているのは様式 A-11(2)の欄のみであり、その他の箇所には個人情報は記載されていません。したがって、上記処分は、事実と反しており、条例第 6 条第 1 項第 1 号を根拠として不開示とすることは、条例の適用を誤っています。

(2) 本件第 1 不開示部分に関連する主張

本件文書 No.18 について、「本件施設の指定管理者申請者団体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式 A-3、様式 A-6 及び様式 A-11

の欄以外の欄」を不開示とする処分

上記(1)にある不開示部分の記載と上記の不開示部分の記載を合わせ考えると、様式A-11の欄は全て開示となるはずです。

(3) 本件第2から第4までの不開示部分に関連する主張

本件文書№18について「本件施設の指定管理者申請者団体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-8、A-9及びB-1の各欄」並びに本件文書別5点について「3 事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算」及び「4 様式A-7～様式A-12に関する文書全部」を不開示とする処分

以前に、審査請求人が上記不開示情報と同様の記載のある文書を条例に基づき開示請求したときには、処分庁は当該文書を開示していた（本件施設の指定管理者選定に関する文書一切（議事録を除く）の開示請求に係る平成23年1月21日付け社文ス第1334号部分開示決定（以下「平成23年処分」といいます。))ことに鑑みると、当該処分と異なる内容の当初処分を行うについては、条例第6条第1項第2号アの要件を満たすことについて客観的かつ明確な理由を示すべきところ、その理由が備わっていません。

また、平成23年処分と異なる内容の当初処分を行うことは、処分庁の恣意的な運用であって、行政としての一貫性に欠けるだけでなく、市民の市政への信頼を失わせるものであるから、到底容認できません。

- 2 なお、補充申立書において、審査請求人は、審査請求申立てから約4か月後に追加処分が行われたこと、及び当初処分よりも開示する部分が広がったことについて、追加処分の決定書・備考欄において説明を行うべきであるとしています。

第4 処分庁の意見

1 追加処分により開示した部分について

当初処分で不開示とした部分のうち、下記の部分は追加処分によって開示しています。

記

① 本件文書№18 のうち「本件施設の指定管理者申請者団体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A-11(1)の欄」

② 本件文書別5点のうち「様式A-11(1)の文書における積算根拠が記載された部分以外の部分」

したがって、当該部分については、不服申立ての利益がないことから、その審査請求については却下するのが相当です。

なお、上記①及び②部分については、平成19年8月3日付け寝情審答申第2号（以下「平成19年答申」といいます。）に鑑みて開示すべきであることから、追加処分によって自主的に開示したものです。

2 本件第1不開示部分（個人情報）について

(1) 規定

条例第6条第1項本文は「実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定し、同項第1号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。」と規定しています。

(2) 本件第1不開示部分

本件第1不開示部分には、本件施設の指定管理者に選定されなかった事業者（以下「非選定事業者」といいます。）の従業員につき、その氏名及び特技・資格・特徴等の情報が記載されています。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第1項第1号本文に該当するため、開示することはできません。

(3) 除外事由（条例第6条第1項第1号ただし書）に該当しないこと

条例第6条第1項第1号にはただし書がありますが、上記(2)の情報は、「ア 法令又は条例の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」ではありませんし、「ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」にも該当しません。

3 本件第2から第4までの不開示部分（法人情報）について

(1) 規定

条例第6条第1項本文は「実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定し、同項第2号本文は「法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。」として、同号アは「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定しています。

(2) 本件第2及び第4不開示部分

本件第2及び第4不開示部分には、非選定事業者の具体的な提案内容に係る情報が記載されています。

当該情報は、本件施設の指定管理者として当該事業者が同施設を運営しようとする上で個別具体性があり、実務的かつ専門的な内容であって、利用価値が高いものです。したがって、当該情報は、営業上の秘密に関するものであって、平成19年答申においても「事業者の競争上の地位を害するおそれのある情報」に該当するとされており、条例第6条第1項第2号アに該当するため、開示することはできません。

(3) 本件第3不開示部分

本件第3不開示部分には、非選定事業者の具体的な提案内容に係る情報が記載されています。

当該情報は、非選定事業者において一般には公表していない「事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算」という法人の内部管理に属するものであり、営業上の秘密に関するものであって、平成19年答申においても「事業者の競争上の地位を害するおそれのある情報」に該当するとされており、条例第6条第1項第2号アに該当するため、開示することはできません。

(4) 除外事由（条例第6条第1項第2号ただし書）に該当しないこと

条例第6条第1項第2号にはただし書がありますが、本件第2から第4までの不開示部分にある情報はいずれも、「当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。」には該当しません。

4 審査請求人の主張について

(1) 個人情報の存在

審査請求人は、「様式A-11のうち個人情報が記載されているのは様式A-11(2)の欄のみである」旨を主張しています。

様式A-11には、欄として(1)、(2)、(4)及び(5)の4つがあるところ(注：(3)の欄は存在しません。)、追加処分によって不開示部分は同(2)の欄のみとなっているところ、同欄には個人情報が記載されていることに争いはなく、条例の適用にも誤りはありません。

したがって、審査請求人の前記第3-1-(1)及び(2)の主張には、理由がありません。

(2) 理由の不備、平成23年処分との違いについて

審査請求人は、平成23年処分と当初処分の内容的な相違から、当初処分には客観的かつ明確な理由が示されていないとし、また、当初処分は処分庁の恣意的なものであると主張しています。

しかし、当初処分には不開示部分の特定に文言上の齟齬はあったものの、不開示とする理由については、条例の規定を機械的に引き写したりなどせずに、条例が定める不開示情報に該当する事実を個別具体的に明らかにしています。

また、平成23年処分については、類型としては、事業者の営業上の秘密に関する情報があり、不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする処分も検討しましたが、当該事業者から、営業上の秘密には該当しないと考えている旨の明示の応答があるとの例外的な状況にあることを踏まえて、処分庁において当該情報が不開示情報に該当するか否かの判断を行ったものであり、恣意的な行政運用ではありません。

したがって、審査請求人の前記第3-1-(3)の主張には、理由がありま

せん。

(3) 補充申立書について

審査請求人は、追加処分に時間を要したことなどの諸点につき、追加処分の決定通知書に記載がないことを問題としています。

追加処分は、当初処分において不開示とした部分を文言上正確に識別特定した上で、追加して開示するものであって、審査請求人が不服とする範囲を縮減するものであることから、その変更の理由までは記載していませんが、処分庁職員から口頭にて案内しています。

今後とも、情報公開制度の運用に当たっては、審査請求人をはじめとする開示請求者に真摯に対応する必要があると認識しています。

5 まとめ

以上の次第で、審査請求の理由にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当なところはないため、第1に記載のと通りの裁決を求めます。

以 上

特定した公文書

No.	起案日等	公文書の件名	開示を拒否する部分	開示を拒否する理由
18	平成27年8月11日 付け決裁	寝屋川市立地域交流センター指定 管理者第1回選定委員会	寝屋川市立地域交流センター指定管理者申請者団 体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A -11の欄（(1)、(4)及び(5)を除く）	開示を拒否する部分には、個人 に関する情報である第三者の氏 名及び特技・資格・特徴等が記 載されており、これらの情報は 特定の個人が識別されるもので あり、寝屋川市情報公開条例第 6条第1項第1号本文に該当す るため
			寝屋川市立地域交流センター指定管理者申請者団 体比較表のうち、指定されなかった事業者の様式A- 11の欄以外の欄については、A-8、A-9及びB-1 の各欄	開示を拒否する部分には、指定 されなかった事業者の具体的な 提案内容が記載されており、こ の情報は当該事業者の営業上 の秘密に関する情報であり、こ れを開示することにより、当該法 人の競争上の地位、財産権そ の他正当な権利を害するおそれ があり、寝屋川市情報公開条例 第6条第1項第2号アに該当す るため
別2		寝屋川市立地域交流センター 指 定管理者指定申請書 株式会社大阪共立	1 様式A-1の氏名、所属部署名及び職務・職階名 の欄(事業者名を除く。)及びE-mail addressの欄 2 様式A-5の氏名、部署・職名、E-mailの欄 3 事業報告、決算報告、事業計画及び今年度予算 4 様式A-7～A-12に関する文書全部(様式A- 11(1)の文書については、積算根拠が記載された部 分に限る。)	・開示を拒否する部分1及び2に は、個人に関する情報である氏 名、メールアドレス等が記載され ており、これらの情報は特定の 個人が識別されるものであり、 寝屋川市情報公開条例第6条 第1項第1号本文に該当するた め ・開示を拒否する部分3及び4に は、事業者の具体的な提案内 容等が記載されており、これら の情報は事業者の営業上の秘 密に関する情報であり、開示す ることにより、当該事業者の競 争上の地位、財産権その他正 当な権利を害するおそれがあり、 寝屋川市情報公開条例第6 条第1項第2号アに該当するた め
別3		寝屋川市立地域交流センター 指 定管理者指定申請書 アルカスホール運営共同事業体		
別4		寝屋川市立地域交流センター 指 定管理者指定申請書 よしもと共同事業体		
別5		寝屋川市立地域交流センター 指 定管理者指定申請書 大阪ガスビジネスクリエイト株式会 社		
別6		寝屋川市立地域交流センター 指 定管理者指定申請書 産経新聞開発エイ・アール・ケイ		

議案第 5 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

職務の明確化を図るため、主任の職務を削ることに伴い規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和 50 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項及び第 5 項中「、主任」を削る。

第 4 条中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項を第 10 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（寝屋川市立図書館処務規則の一部改正）

- 2 寝屋川市立図書館処務規則（昭和 45 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、主任」を削る。

第 3 条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とする。

（寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正）

- 3 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「、主任」を削る。

（寝屋川市教育研修センター処務規則の一部改正）

- 4 寝屋川市教育研修センター処務規則（平成 3 年寝屋川市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、主任」を削る。

第 3 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則

改正案	現行
(職の設置) 第3条 (略) 2～3 (略) 4 室に次長、課長代理、係長____、副係長及び主査を置くことができる。 5 課に課長代理、係長____、副係長及び主査を置くことができる。 6 (略) (職務) 第4条 (略) 2～8 (略)	(職の設置) 第3条 (略) 2～3 (略) 4 室に次長、課長代理、係長、主任、副係長及び主査を置くことができる。 5 課に課長代理、係長、主任、副係長及び主査を置くことができる。 6 (略) (職務) 第4条 (略) 2～8 (略) 9 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。 10 (略) 11 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(寝屋川市立図書館処務規則の一部改正)
- 寝屋川市立図書館処務規則(昭和45年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「、主任」を削る。
第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

(寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

- 3 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表中「、主任」を削る。

(寝屋川市教育研修センター処務規則の一部改正)

- 4 寝屋川市教育研修センター処務規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、主任」を削る。
第3条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

議案第 6 号

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年寝屋川市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「教育長は、前項」に、「事務」を「事務のうち、重要であると認める事務」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

改正案	現行
(委任) 第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (4) 1件10,000,000円を超える教育財産の取得の申出に関すること。 (5) 府費負担教職員の任免、分限及び懲戒に係る内申に関すること。 (6) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免、分限及び懲戒に関すること。 (7) 法令又は条例の定めるところにより置かれた附属機関の委員の委嘱に関すること。 (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (9) 歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見の申出に関すること。	(委任) 第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (4) 1件10,000,000円を超える教育財産の取得の申出に関すること。 (5) 府費負担教職員の任免、分限及び懲戒に係る内申に関すること。 (6) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免、分限及び懲戒に関すること。 (7) 法令又は条例の定めるところにより置かれた附属機関の委員の委嘱に関すること。 (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (9) 歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見の申出に関すること。

改正案	現行
(10) 学齡生徒及び学齡児童の通学区区域の設定及び変更に関すること。 (11) 教科用図書採択に関すること。 (12) 表彰に関すること。 (13) 寝屋川市情報公開条例(平成9年寝屋川市条例第9号)に規定する開示請求に対する決定及び当該決定に対する審査請求に関すること。 (14) 寝屋川市個人情報保護条例(平成9年寝屋川市条例第10号)に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求に対する決定並びに当該決定に対する審査請求に関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項に関すること。 2 教育長は、前項の規定により教育長に委任された事務のうち、重要であると認める事務の管理及び執行の状況については、次の会議においてこれを教育委員会に報告しなければならない。	(10) 学齡生徒及び学齡児童の通学区区域の設定及び変更に関すること。 (11) 教科用図書採択に関すること。 (12) 表彰に関すること。 (13) 寝屋川市情報公開条例(平成9年寝屋川市条例第9号)に規定する開示請求に対する決定及び当該決定に対する審査請求に関すること。 (14) 寝屋川市個人情報保護条例(平成9年寝屋川市条例第10号)に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求に対する決定並びに当該決定に対する審査請求に関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項に関すること。 2 前項の規定により教育長に委任された事務の管理及び執行の状況については、次の会議においてこれを教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 7 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

職務の明確化を図るため、主任の職務を削ることに伴い規程の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規程第 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

寝屋川市教育委員会事務決裁規程（昭和 49 年寝屋川市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「主任及び」を削る。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程

改正案	現行
(課長の専決事項) 第4条 課長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおとする。 (1)～(4) (略) (5) 主査の所掌事務を定めること。 (6)～(9) (略) 2 (略)	(課長の専決事項) 第4条 課長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>主任及び主査</u>の所掌事務を定めること。 (6)～(9) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第8号

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」に対する市民の意見の
あらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設
置実施計画」の策定について

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと
教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定につ
いて、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」に対する市民の意見のあらまし
と意見についての教育委員会の考え方を公表するとともに、「寝屋川市小中
一貫校設置実施計画」を策定するため。

議案第 9 号

「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」の策定について

「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」を策定するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成 21 年度から 12 校の給食調理業務を民間事業者に委託しているが、基本方針などを定め、民間委託の拡大を円滑に実施していくことを目的とする「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」を策定する必要があるため。

(案)

寝屋川市小学校給食調理業務委託計画

平成 29 年 3 月

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 施設給食課

1. はじめに

寝屋川市教育委員会では、安全・安心な給食を提供しながら、効率的な給食運営に向けた取組として、平成21年度から3か年計画で6校、平成26年度から2か年計画で6校の計12校の給食調理業務を民間事業者へ委託してまいりました。

委託事業者は、衛生基準を遵守し、過去7年間、問題なく委託内容を順守、履行しており、委託先の学校関係者や児童から高い評価を得ております。

また、調理業務における事業者独自の様々な工夫や児童とコミュニケーションを図る中、安全でおいしい給食を日々、児童に提供しています。

一方、直営での運営については、定年退職等（退職不補充）により、小学校の給食調理員は、年々減少しております。

委託業務の履行状況等の実績を踏まえた上で、今後の職員の退職状況等にも対応し、合わせて小中一貫校への移行を含むその方向性も視野に入れながら、児童に安全で安心な学校給食を安定して提供するため、寝屋川市小学校給食調理業務委託計画を策定します。

2. 計画の目的

安全で安心な学校給食の提供及び将来にわたって安定した学校給食の管理運営を行うため、民間委託の拡大を実施するに当たって、基本方針や期間などを定め、平成30年度から民間委託の拡大を円滑に実施していくことを目的とします。

3. 基本方針

(1)安全・安心な学校給食の提供

学校給食の安全・安心を最優先させるため、委託化に当たっては、学校給食衛生管理者として、文部科学省の栄養職員の配置基準に基づく栄養教諭等の配置、また市で採用する栄養士を配置し、国の学校給食衛生管理基準や市の作業基準、その他の関係法令等に基づく衛生管理を強化するための取組を行います。

また、委託の実施に当たっては、調理施設及び設備等の充実を図ります。

(2)将来にわたる安定した学校給食の管理運営

これまで委託校で培ったノウハウ、実績を最大限に活用し、児童や保護者が安心できる委託内容とします。

(ア) 調理方式は、自校調理方式とします。

(イ) 献立の作成、給食食材の選定や購入は、今までどおり教育委員会が責任を持って対応します。

(ウ) 委託業務の内容は、食材料の検収・保管・調理・使用器具の洗浄と消毒、後片付け、施設設備の清掃業務とします。

(エ) 委託業者の選定については、学校給食に理解があり、業務実績、技術力、責任能力、秘密保持、業務に関する必要な資格、許認可等を有している業者から競争入札方式により決定します。

なお、委託期間については、現行同様に5年間とし、安全で安心な学校給食の安定した提供に努めるとともに、受託業者の調理員は、寝屋川市民を優先的に採用することにも取り組みます。

(オ) 委託業者には、調理師免許等の有資格者を配置します。

(カ) アレルギー対応が必要な児童には、今までどおり、直営と同じ基準で対応します。

(キ) 委託後には、児童、教職員を対象としたアンケート調査を実施し、常に改善に努めます。

4. 委託する学校の選定について

委託校の選定については、次のとおりとします。

- (1) 6 コミセン単位で小学校1校を選定
- (2) 在籍児童数
- (3) 給食調理施設や設備、機器の整備状況
- (4) 給食調理員数
- (5) 費用対効果

※ 上記(1)～(5)までを総合的に判断します。

5. 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

6. 既に、委託している学校及びコミセン単位

委託校 (コミセン名)	梅が丘 中央 (東)	楠根 堀溝 (南)	西 桜 (西)	三井 国松緑丘 (東北)	石津 田井 (西北)	成美 神田 (西南)
計	12 校					

7. 委託予定校とそのコミセン単位及び実施時期

平成 30 年度	委託予定校 (コミセン名)	啓明 (西南)	木田 (南)	宇谷 (東北)
平成 31 年度	委託予定校 (コミセン名)	明和 (東)		
平成 34 年度	委託予定校 (コミセン名)	北 (西北)	点野 (西)	
計		6 校		

※平成 31 年度の明和小学校については、「小中一貫校設置実施計画」を踏まえて対応してまいります。

8. 直営校

学校名	東	南	第五	池田	木屋	和光
計	6 校					

9. 効率的・効果的な給食の運営

直営と委託校のコスト比較は次のとおりです。

なお、直営校の費用には、職員の退職金は含んでいません。

委託実施校	直営校
1 食当たりの委託料 164 円	1 食当たりの人件費 211 円

10. 今後の計画について

今回の計画については、当面の給食調理員の退職状況等を踏まえたものであり、平成35年度以降については、給食調理員の人員状況や調理場施設の状況に応じて委託を進めてまいります。

議案第10号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

本市の夏季休業日は7月 22 日からとなっているが、小学生の文化・スポーツ競技における大会や、中学校部活動の大会等が7月 21 日から開催される場合が多く、児童、生徒及び顧問が終業式に参加できない場合がある。

また、大阪府内でも夏季休業日は7月 21 日から始まる市町村が多く、大阪府内での均衡を合わせるため、所要の変更が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年寝屋川市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号ア中「7 月 22 日」を「7 月 21 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

改 正 案	現 行
(学期及び休業日) 第2条 (略) (1) 学期 (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月21日から8月21日まで イ 冬季休業日 12月23日から翌年の1月6日まで ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで エ 学校創立記念日 2 (略)	(学期及び休業日) 第2条 (略) (1) 学期 (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月22日から8月21日まで イ 冬季休業日 12月23日から翌年の1月6日まで ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで エ 学校創立記念日 2 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第11号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

職務の明確化を図るため主任の職務を削ること、及び平成29年4月1日施行の子ども・子育て支援法に基づき、寝屋川市立幼稚園保育料の設定に伴い、規則の改正が必要となったため。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項及び第2項中「、主任」を削る。

別表第2B階層及びC階層の項を次のように改める。

B 階 層	A 階 層 を 除 き、市町村民 税非課税世帯 及び市町村民 税所得割額非 課税世帯	1	母子・父子世帯、 障害者世帯及び生 活困窮世帯	0 円	0 円	0 円
		2	一般世帯（上記以 外の世帯をいう。 以下同じ。）	3,000 円	0 円	0 円
C 階 層	A 階層及びB 階層を除き、 市町村民税所 得割課税額が 77,100 円以下 の世帯	1	母子・父子世帯、 障害者世帯及び生 活困窮世帯	3,000 円	0 円	0 円
		2	一般世帯	10,000 円	5,000 円	0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定は、平成29年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

改 正 案	現 行
(教諭) 第 11 条の 2 教諭の職層は、園長代理____、副係長、主査及び教員とする。 2 園長代理____、副係長及び主査は、園長を補佐するとともに園児の保育をつかさどる。 別表第 2 (第 16 条関係)	(教諭) 第 11 条の 2 教諭の職層は、園長代理、主任、副係長、主査及び教員とする。 2 園長代理、主任、副係長及び主査は、園長を補佐するとともに園児の保育をつかさどる。 別表第 2 (第 16 条関係)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 2 の規定は、平成 29 年 4 月以後の月分の保育料について適用し、同年 3 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別紙（別表第2（第16条関係）関係）
（現行）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分				保育料（月額）		
区分	定義			第1子	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	0円	0円	0円
		2	一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	3,000円	1,500円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	4,500円	0円	0円
		2	一般世帯	10,000円	5,000円	0円
D階層	A階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円を超える世帯			10,000円	5,000円	0円

（改正案）

各月初日の園児の属する世帯の階層区分				保育料（月額）		
区分	定義			第1子	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	0円	0円	0円
		2	一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	3,000円	0円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	3,000円	0円	0円
		2	一般世帯	10,000円	5,000円	0円
D階層	A階層を除き、市町村民税所得割課税額が77,100円を超える世帯			10,000円	5,000円	0円

議案第12号

平成29年度学校園に対する指示事項について

平成29年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

平成29年度

ふくらまそう夢・育てよう未来の宝

—学校園に対する指示事項—

寝屋川市教育委員会

は じ め に

近年、急速な情報化や技術革新による人間生活の質的変化の影響など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきた。その中で、子どもたちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な立場の人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくための必要な力を育むこと、また、感性を豊かに働かせながら、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していく力を育むことが、今の教育に求められている。

本市では、平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」を推進し、平成23年度からは、特色ある中学校区づくりを推進してきた。平成27年度には「寝屋川市教育大綱」「寝屋川市教育大綱実施計画」を策定し、これまでの取組の成果と課題の検証をもとに有識者の提言を受け、就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、大綱の実現に向けた取組を進めている。今後、地域との連携をより一層図る中で、生涯を通じて学び続けることのできるシステムの土台を構築していくための次なる小中一貫教育をスタートさせ、子どもたち一人一人の学力・心力・体力をさらに高めていかなければならない。

学力向上については、「ユニバーサルデザインの授業づくり」とともに、「言語活動」を大切にしたい授業や「学び合い」を重視した授業改善に努め、個に応じたきめ細かな指導や放課後学習等を進めてきたところである。今後、これまでの成果と課題に即した取組を着実に進めるとともに、学力向上支援人材・少人数教育推進人材・児童生徒支援人材等を有効活用し、組織的な取組に努め、次期学習指導要領のキーワードである「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善の取組を進めるとともに、市内全小中学校に配備したICT機器を活用し、「何を学ぶか」という指導内容にとどまらず、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」までを見据えた授業内容を展開していくことが重要である。さらに、全ての中学生を対象とするインターネットコンテンツや外部講師による学習支援である「中学校休業日等学習支援事業」を活用するとともに、学校司書や中央図書館と連携し、ビブリオバトルをはじめ、様々な読書活動の推進を図る中で、自分自身で課題を見つけ計画的に学んでいく習慣を子どもたちに育成していく必要がある。英語教育については、文部科学省の「英語教育改革実施計画」に先がけ、小学校での授業時間数増や「読むこと」「書くこと」の取組を進めるとともに、小・中学生に加え幼稚園児に対しても実施する「英語村」、「英検・英検Jr.受検料補助」、「イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト」等を活用し、グローバル化に対応した教育環境づくりを進め、子どもたちのコミュニケーション力の向上と積極的な態度の育成に努めなければならない。

一方、子どもたちの健全育成には、いじめ、不登校、問題行動等、生徒指導上の課題を解決することが重要である。心力向上に向け、学校・家庭・地域の実態に応じた道徳教育を推進し、豊かな人間性の形成を図るとともに、開発的生徒指導をより推進し、児童生徒自ら課題を解決していく能力の育成に努めなければならない。さらに、有識者・弁護士・精神科医・スクールソーシャルワーカー等を含めた「いじめ問題対策委員会」、「子どもサポート会議」等を積極的に活用するとともに、各校の「教育目標」や「学校いじめ防止基本方針」のもと組織的な生徒指導体制の構築を図り、関係諸機関との連携も充分に図る中で、未然防止・早期発見に努めることが不可欠である。

体力向上については、子どもたちの体力や運動習慣の状況を分析し、各中学校区において作成の「児童・生徒体力づくり推進計画」により、小・中学校の系統性・継続性のある指導を、今後もさらに充実させる中で、引き続き、運動習慣の育成を図り、より一層の体力・運動能力向上に努めなければならない。

学力・心力・体力の向上には、家庭・地域との連携・協力は欠かすことができない。特に子どもの貧困が大きく取り上げられている中、全ての子どもが家庭の経済状況に関わらず、能力や可能性を最大限に伸ばしていけるような教育を受けられることが求められており、地域と協働し、子どもたちが健やかに育つ教育コミュニティづくりのさらなる活性化に努める必要がある。さらに、幼稚園教育の充実を図るための「子育てステップ」や「家庭での生活習慣リーフレット」等を活用する中で、学習習慣・生活習慣の定着を図るなど、家庭教育の一層の推進に努める必要がある。

今後も、主体的に教育改革を進め、創意工夫を生かした教育活動を推進する中で、「心豊かで思いやりがあり、元気に生きる子」の育成をめざし、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進することで、市民からの信頼に応えることができる教育の実現に努めていくことが重要である。

ふくらまそう夢・育てよう未来の宝

寝屋川市が目指す子ども像

心豊かで、思いやりがあり、元気に生きる子

1. 確かな学力を身につけた子ども・・・主体的に問題解決する力
2. 学ぶ意欲、学ぶ習慣を身につけた子ども・・・生涯にわたって学び続ける力
3. コミュニケーション力と情報活用能力を身につけた子ども
・・・世界にはばたく力
4. 心豊かで思いやりのある子ども・・・人・社会を大切にする力
5. 健康で元気な子ども・・・たくましく生きる力

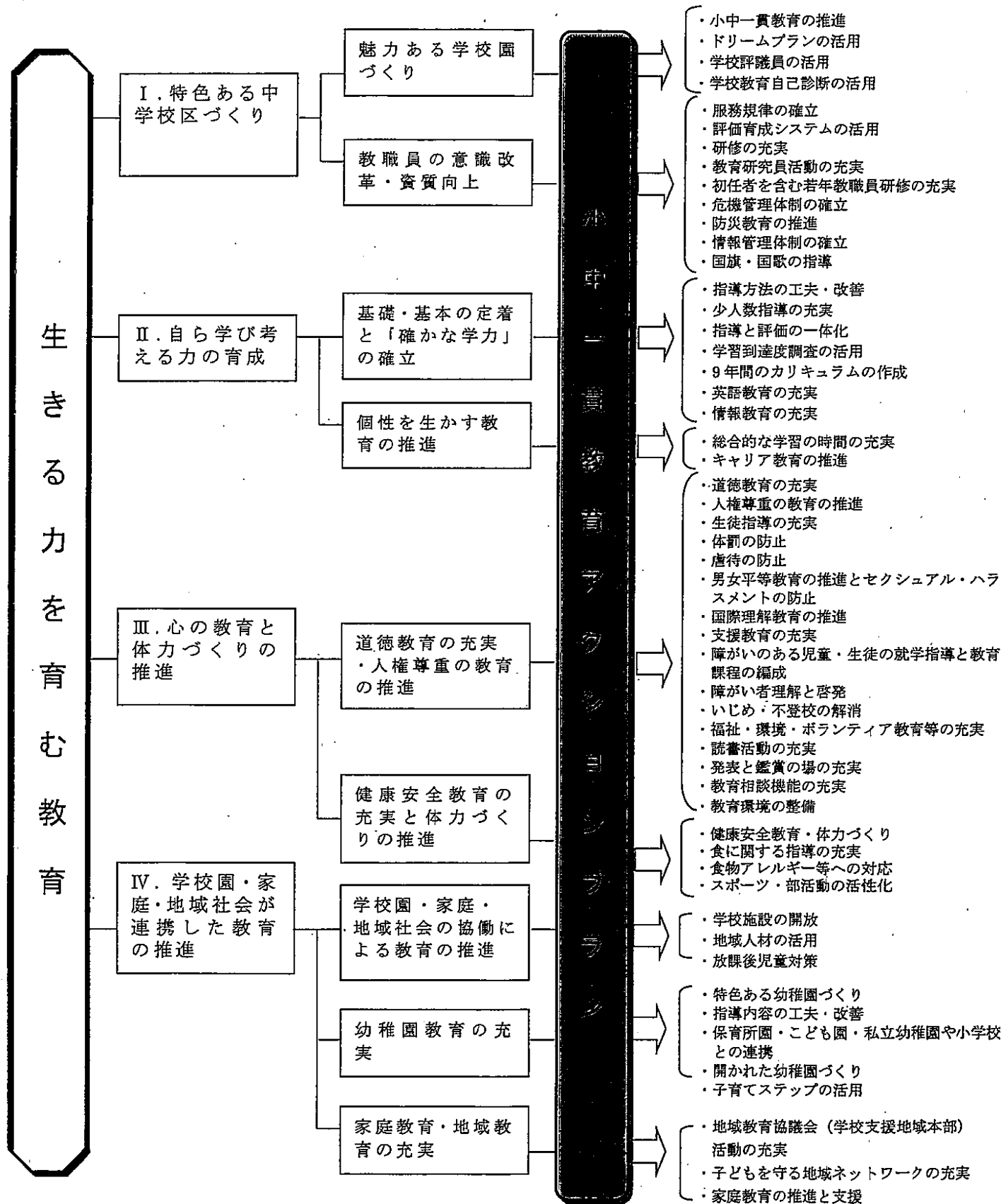
「特色ある中学校区づくり」

小中一貫教育のもと、それぞれの中学校区が、
9年間で目指す子ども像を明確にする中で、
特色ある中学校区づくりを推進し、
子どもたち一人ひとりの学力・心力・体力を
さらに高める。

重点目標

1. 特色ある中学校区づくり
2. 自ら学び考える力の育成
3. 心の教育と体力づくりの推進
4. 学校園・家庭・地域社会が連携した教育の推進

小中一貫教育による学校園づくり



I 特色ある中学校区づくり

- ・ 小中一貫教育の充実を図るため、中学校区の3校が「目指す子ども像」を共有し、継続性、系統性、計画性のある教育活動を推進すること。
- ・ 学校園、家庭、地域が連携し、学校園の主体性と創意工夫により、特色ある中学校区づくりや、効果的な授業の研究・実践など、魅力ある中学校区づくりのため、ドリームプラン等を活用すること。
- ・ 学校園運営にあたっては、校園長自ら教育活動全般にわたり現状の把握に努め、各中学校区・学校園の課題とその解決に向けた具体的な目標、計画を設定し、校園長の学校経営方針と合わせて教職員に周知すること。その際、保護者等に対しても、学校の目指す目標等について周知を図るよう努めること。
- ・ 学校がより開かれ活性化し、魅力ある学校となるよう、全ての小・中学校は学校評議員の組織を活性化すること。
- ・ 学校教育法に定められているとおり、各学校の教育活動について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表すること。
- ・ 教職員の意識改革や資質向上を図るため、教職員研修及び実践研究の充実に努めるとともに、校内研修の充実を図ること。

魅力ある学校園づくり

小中一貫教育の推進 小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会の実施、カリキュラムの作成や見直しなど、より具体的な取組を推進すること。また小学校間の積極的な連携にも努めること。

ドリームプランの活用 子どもたちの夢を育み、各学校が特色ある中学校区づくりを進める研究計画等をさらに推進するため、小中一貫教育のもと中学校区としてドリームプランを活用すること。

学校評議員の活用 保護者や地域の意見を生かした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々により多くの学校を訪問する機会を設定するとともに、開かれた学校づくりを推進すること。また、小・中学校に設置した学校評議員の組織をより活性化させ、様々な場面で積極的に活用するとともにその意見を踏まえ、学校経営の改善・充実に努めること。

学校教育自己診断の活用 児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を展開するとともに、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、自律的・継続的に改善を行うPDCIサイクルに基づ

いた学校運営を推進すること。なお、これらの結果については、学校便りやホームページ等を通じて公表することで、保護者等への説明責任を果たすこと。

教職員の意識改革・資質向上

服務規律の確立

全ての教職員が法令等の遵守など、教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等を充実し、服務規律の徹底を図ること。セクシャル・ハラスメント等の防止に向け「ハラスメント「0（ゼロ）」に向けて」（平成 27 年 7 月）による啓発、研修及び相談体制の整備を図ること。教職員の長時間勤務の縮減に向け、各校の特色や状況に応じた取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。

評価育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。授業を行う教員の評価に当たっては、授業アンケートの結果や教員の授業観察、職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

研修の充実

教職員としての資質の向上を図り指導力を高めるため、平素の研究・研修はもとより、府・市の実施する研修等にも積極的に参加すること。また、短期留学制度で派遣された教員や府・市での研修参加者を講師として活用するなどして、学校づくり・授業づくりに関する校内研修・研究授業の充実を図ること。また、校内研修においては、社会人講師など多様な人材の招聘や、参加体験型の研修を取り入れるなど、内容・形態を工夫すること。「OSAKA教職スタンダード」を参考にし、研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。

教育研究員活動の充実

教育研究員においては、幼稚園・小学校・中学校で一貫性のある指導方法の工夫・改善及び、学力向上を目指した効果的な授業について研究を行うこと。また「指導体制の一体化」「学びの連続性」の実現のための小中一貫カリキュラムの作成に向けて研究を行い、その成果を市内教職員に広めること。

初任者を含む若年教職員研修の充実

初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員に対して、「初任者等育成プログラム（平成 26 年 4 月）」等を踏まえながら、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、教職員としての基礎的な知識、当面する学校の諸課題等について研修を行い、

公教育に携わる者としての資質の向上を図ること。また、学校全体でチームとして取り組むなど、日常的に OJT を推進することによって、教職員全体の指導力向上に努めること。さらには、数年後には学校運営の中核を担うだけの力をつけるよう、教職員一人一人の課題や適性に応じた計画的・組織的・継続的な育成に取り組むこと。学校間・異校種間の連携を図りながら、校内はもとより市や府をはじめとする校外の研修会にも積極的に参加させること。

危機管理体制の確立

市教委が作成した「危機管理マニュアル（改訂版）」や、文部科学省や大阪府教育委員会の不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考に各校において作成した危機管理マニュアルについて、常に見直し、点検を行うとともに、緊急時の緊急時の連絡体制や万一の事故への対処、感染症・食中毒の予防及び熱中症の事故防止など、教職員としての確かな行動がとれるよう徹底すること。そして、4月、6月、9月、1月、2月を「子どもの安全確保推進月間」として、保護者、地域への啓発に努め「みんなの目と心」を大切にしたい地域と協働した取組を、より一層進めること。

学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

また、登下校の指導にあたっては、文科省通知「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成 28 年 11 月）を踏まえた取組の充実に努めるとともに、学校園において、道路交通法に基づいた交通安全に関する指導を推進すること。

防災教育の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

情報管理体制の確立

様々な情報については、個人情報保護法、寝屋川市教育情報ネットワーク管理運用要綱及び寝屋川市立小中学校における学校用 ICT 機器利用規程に従い、適切な管理と保護にむけて組織的に取り組むこと。また、情報セキュリティマニュアル等を作成し、ネットワーク等を通じて、個人情報の漏洩が生じないよう、全校職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護する等、個人情報を含む文書・電磁的記録等の取り扱い・管理・保管については研修などを通して、一人一人の自覚を深めるよう努めること。

国旗・国歌の指導

入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

Ⅱ 自ら学び考える力の育成

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成など「確かな学力」の確立を図るため、ICT機器を活用した授業の研究を進め、すべての児童・生徒にとってわかりやすい授業づくりを推し進めるとともに、放課後補充学習や「単元確認プリント」・「力だめしプリント」等の教材、インターネットコンテンツ（全中学生対象）や外部講師による学習支援（全中学生の希望者対象）である「中学校休業日等学習支援事業」等をも活用し、個に応じた教育を一層推進すること。
- ・ 児童・生徒の学力向上については、様々な取組により、改善傾向が見られ、今後も、学力向上の取組の成果と課題に即した取組を着実に進めるとともに、保護者・地域との連携のもと、学校全体で組織的な取組を推進すること。
- ・ 各教科の指導にあたっては、学力や学習状況に関する調査の結果を活用する中で、学力向上のための PDCI のサイクルを確立するとともに、授業評価等の充実を図り、指導と評価の工夫・改善に努めること。
- ・ 英語教育特別推進地域として、国際コミュニケーション科及び英語の授業を充実させることにより、英語を通してコミュニケーション力の育成を図り、国際社会を主体的かつたくましく生きるために必要な資質や能力の基礎の育成に努めること。
- ・ 生涯にわたって自らの成長を図り、学び続ける基礎を培うとともに、時代の変化、社会の変化に主体的に対応できる人間を育成することが大切である。そのために、「生きる力」の育成を基本とし、知・徳・体（学力・心力・体力）のバランスの取れた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい身体の育成に努めること。
- ・ 国際社会に生きる児童・生徒の育成のために、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度や諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てること。

基礎・基本の定着と「確かな学力」の確立

指導方法の工夫・改善 教材の開発をはじめ、図書館やコンピュータ等の ICT 機器の有効活用を図ること。また、大学や高等学校等との連携を図り、地域人材や専門的な知識を有する人材の知識・技能を活用するとともに、ユニバーサルデザインの授業づくりや言語活動を大切にした授業の実施等、指導方法の工夫・改善に努めること。また、小学校における学級担任制の弾力化や教科担任制の取組を進めること。また、「主体的・対話的で深い学び」を授業の中に取り入れることにより、児童・生徒に、主体的に取り組み、周りと協同する力を育成すること。

少人数指導の充実

個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の定着を目指し、「確かな学力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導など少人数指導や習熟度別指導などを推進すること。そのため、指導方法の工夫改善のための加配教員や市の少人数教育推進人材等の計画的な活用を一層推進すること。

指導と評価の一体化

学習の評価については、評価規準にもとづいて児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、「わかる授業」「魅力的な授業」を目指して、教員が自らを振り返って評価し、不断に授業改善に取り組むことはもとより、児童・生徒・教職員・保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証するなど、学校として授業改善に努めること。特に中学校では、府立高等学校入学者選抜制度の調査書の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

学習到達度調査等の活用

寝屋川市学習到達度調査に加え、全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテスト等を活用し、教科の目標や内容の実現状況を把握すること。また、児童一人一人の学力向上を目指し、9年間を見通した指導方法や授業内容の工夫・改善を図るなど、学校の組織的な取組を一層進めること。さらに、保護者・地域への結果公表等を通じて説明責任を果たすとともに、家庭・地域と協働し、学力向上の取組を進めること。

9年間のカリキュラムの作成

「確かな学力」の育成にむけ、基礎・基本の内容を確実に定着させ、豊かな人間性、社会性を身につける9年間を見通した系統的なカリキュラムを作成すること。

英語教育の充実

英語教育特別推進地域として、国際社会を主体的に生きるために必要な資質や能力の基礎を育成できるよう、国際コミュニケーション科及び英語の授業のさらなる充実に努めること。そのために、外部人材の有効活用を図るとともに、「Hi, friends!」等の文部科学省が作成した教材や「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育成プログラム」（平成25年8月）や「大阪版英語学習 DVD 教材 DREAM」（平成27年12月）及び寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな5ステップ」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。また、英語村事業等を活用するなどし、幼・小・中学校において一貫した英語教育を行えるよう研究を進め、児童・生徒が、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実を図り、中学校卒業時に英検準2級～3級程度の取得を目指すこと。実践的コミュニケーション力の基礎を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努めるとともに、次期学習指導要領改訂に向けた、文部科学省の「英語教育改革実施計画」を踏まえ、中学校では「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能をバランスよく指導するとともに、「英語による英語の授業」を行うこと。小学校では外国語活動の教科化を見据え、指導時間数を増加し、綴り字と音との関連に関する指導方法（フォニックス等）の研究等を進めること。

情報教育の充実

I C T (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 環境の整備に伴い、様々な教育活動において、パソコン・電子黒板・タブレットパソコン等の情報機器を効果的に活用し、「わかる授業」の実現を目指し、全ての教職員がその活用能力を身につけられるよう、校内研修を行うこと。授業においては、I C Tを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導するとともに、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成すること。また、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、児童・生徒の状況を把握しつつ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。特に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等への過度の依存やメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、無料通話アプリ等を介した誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒を被害者にも加害者にもさせない取組を行うこと。

個性を生かす教育の推進

総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、探究的な学習として充実したものになるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。また、探究活動の過程においては、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

キャリア教育の推進

一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。その中で、児童・生徒が目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めることは重要である。その際、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）等の活用を図り、児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。また、キャリア教育の中核をなす進路指導については、児童・生徒が自らの生き方を考え、目的意識をも

って、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力や態度を身につけることができるよう、組織的、計画的に推進すること。なお、中学校においては、職場体験学習を複数日実施し、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など基礎的な力の育成に努めること。さらに、進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

Ⅲ 心の教育と体力づくりの推進

- ・心の教育の充実を目指し、学校園が一体となって道徳教育を進めること。また、体験学習、読書活動などの充実を図るとともに、児童・生徒自らが課題を解決するための自己指導能力の育成を図るため、児童会や生徒会活動等、児童・生徒の主体的な活動を推進すること。また、各校における教育相談機能を充実させること。
- ・児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組を、全ての教育活動を通じて行い、児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。また、児童・生徒のメンタル面も含めた生活全般についての適切な状況把握や相談体制の充実に取り組むこと。
- ・通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」にもとづいた適切な教育的支援を行う支援教育を推進すること。
- ・児童・生徒のいじめや問題行動に対しては、各校の「学校いじめ防止基本方針」のもと、組織的な生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係諸機関との連携を図りながら、早期解決に努めること。
- ・児童・生徒の心と体の調和のとれた発育・発達を目指すため、健康や食に関心を持つための指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成に努めること。

道徳教育の充実・人権尊重の教育の推進

道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めるとともに、「道徳の時間」の指導時間数を確保し、道徳の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画・別葉を全教職員による共通理解のもとで作成すること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。資料の活用にあたっては、「私たちの道徳」（平成 26 年 4 月）・「夢や志をはぐくむ教育」（平成 22 年 3 月、平成 23 年 3 月）・「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～」（平成 27 年 3 月、26 年 3 月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用するとともに、「私たちの道徳」については、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用を図ること。さらに、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの活動を進めるとともに、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。取

組にあたっては、他者との対話の中で、多様な価値観に触れながら、自ら考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その上で、「人としてよりよく生きる価値」についての考えを深められるよう指導を行うこと。

人権尊重の教育の推進

人権が尊重された平和な社会を目指し、人権及び人権問題についての実践力を高めるため、研修の充実に努めること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、「教職員人権研修ハンドブック」（平成26年3月改訂）等を活用し、研修に努めること。また、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図る等、校内推進体制等の充実に努め、人権尊重の理念を学校運営に反映するように、指導計画を作成し、家庭・地域社会や関係諸機関及び校種間との連携を図り、総合的に推進すること。

人権教育の推進にあたっては、子どもの人権をはじめ、男女平等、障害者、同和問題、在日外国人等の様々な人権問題の解決にむけ、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」（平成11年3月）、「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）等の関係資料を活用し、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進すること。

生徒指導の充実

暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見・早期解決・再発防止に向けては、正しい子ども理解と信頼関係に基づき、全ての児童生徒に対し、社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）等の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等、必要な対応を図るとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制の充実に努めること。その際、小学校においては、非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えること。中学校においては、自己指導能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めること。さらに、子どもサポート会議のもと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を活用し、小・中学校間や関係諸機関を含めたケース会議を実施するとともに、家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組むこと。また、ピアサポート等の充実に図り、児童・生徒自身が自らの課題を解決していける力の育成に努めること。支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応すること。

体罰の防止

体罰は、法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。また、体罰は教職員の信用を失わせ

るだけでなく、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生む恐れがあることを認識し、正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「体罰防止マニュアル」（平成 19 年 11 月改訂）、「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成 22 年 9 月）、「子どもを守る被害者救済システム」（平成 25 年 6 月改定）等を活用しながら研修等を実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を行うこと。また、事案が生じた場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に努めること。特に、部活動指導中の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つこと。

虐待の防止

児童虐待の相談対応の件数が全国的に増加する中、尊い命が絶たれるという重大な事象が後を絶たないなど、子どもへの児童虐待の問題が深刻になっていることを踏まえ、虐待の防止にあたっては、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもがどんなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待に対する認識を深める中で、「児童虐待の防止等に関する法律」や「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」等に基づき、子どものわずかな変化も見逃さないよう、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても、家庭児童相談室や子ども家庭センター等に速やかに通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～」（平成 23 年 3 月改訂）等を活用しながら、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行い、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して継続的な支援を行うこと。

男女平等教育の推進とセクシュアル・ハラスメントの防止

全ての教育活動において男女の人権を尊重し、男女の固定的な役割分担や意識を見直すとともに、必要のない男女別の指導は行わない、男女混合名簿を実施する等、男女共同参画を推進するための視点から学校環境の点検・整備に努めること。また、性的マイノリティ等の児童・生徒については、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」（平成 28 年 4 月）に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすること。

また、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成 20 年 3 月改訂）や「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するた

めにQ&A集」(平成15年3月)等を踏まえ、教職員一人一人が、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることを十分に認識するとともに、セクシュアル・ハラスメントについて正しい理解のもとにその未然防止のための学校体制を確立すること。なお、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教員と児童・生徒との不適切な交際についても、大阪府の「職員と懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分を行う。

国際理解教育の推進

国際化が進展する中で、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いの違いを認め、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)等を活用し、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、必要に応じて、個別の指導計画を作成する等、学習言語としての日本語習得が図られるよう、指導の充実に努めること。

支援教育の充実

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、「ともに学び、ともに育つ」教育という観点からの合理的配慮の基礎となる学校づくり・集団づくりをより一層進め、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充に努めること。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用して定期的な評価・点検・見直しを行うとともに、発達段階の連続性を踏まえた校種間における引継ぎ体制を整え、計画的・組織的な一貫した適切な指導及び支援を効果的に行うこと。また、通級による指導を受けている児童・生徒や通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒について、作成・活用の一層の促進を図り、校内における支援体制の充実に努めること。さらに、発達障害等も含めた障害のある児童・生徒への教育的対応については、全教職員の共通理解を深め、関係機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用・巡回相談の活用等、総合的な支援体制の整備・充実により一層図ること。また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育への理解啓発をより一層推進させること。

障害のある児童・生徒の就学指導と教育課程の編成

「障害者基本法」及び「学校教育法施行令の一部改正」(平成25年9月)の趣旨を踏まえ、障害のある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、合理的配慮の観点を踏まえ、適切な情報を提供し、本人及び保護者の意向を最大限尊重した就学指導を行うこと。また、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習を一層推進する等、指導方法の内容改善、充

実を図り、一人一人の児童・生徒に適した教育が行われるよう、保護者と連携を密にして指導の効果をあげるよう努めること。

障害者理解と啓発

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）を踏まえ、共生社会の実現を目指し、障害のある児童・生徒及び障害への理解と認識を深めるため、支援学校や関係機関との連携や交流を学校全体で組織的、計画的に図るとともに、家庭、地域社会への啓発に努めること。また、障害の有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、教育環境や適切な配慮・支援の充実に努めること。

いじめ・不登校の解消

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月）等に示されているように、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「学校いじめ防止基本指針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、学校いじめ基本方針における学校年間計画に沿って、未然防止・早期発見に努めること。また、生起したいじめに対しては、いじめ対策委員会を活用し、事実を正確に把握した上で、情報共有を行い、迅速かつ適切に対応するとともに再発防止に努めること。また、平素から児童・生徒の理解に努め、アンケート調査を複数回実施した上で、実態を的確に把握し、「いじめ対応プログラム」（平成 19 年 6 月・8 月）、「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）、「いじめ対応プログラム指導案集」（平成 23 年）、「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラムの補助資料）」（平成 24 年 12 月）、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）等を活用した取組を一層推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して未然防止と解決に努めること。特に、障害のある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 25 年 4 月）の趣旨を踏まえ、人権教育を基盤として、障害者理解教育、支援教育などの活動が、障害のある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組になっているか点検すること。また、近年、増加傾向にある携帯電話等での SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のいじめをはじめとした課題について、スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川スマホ・ネット五カ条」の家庭・地域への周知を図ること。また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努めること。

不登校については、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。また、不登校の未然防止のため、学力の保障や自尊感情を高める取組等の充実に努めることを図り、日頃か

ら児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細かで適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えること。特に、中学1年生時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しのある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を引き続き積極的に進めること。さらに、不登校が長期化しないよう不登校児童・生徒の早期の学校復帰を目指した取組を進めるとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。

福祉・環境・ボランティア教育等の充実

児童・生徒が身近な家族から、学校、地域へと、社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう、また、福祉・環境・ボランティア活動などを通して内面に根差した豊かな心の育成を図ること。

読書活動の充実

読書は感性を磨き、表現力を高めるなど「生きる力」を育むため重要なものであり、「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月）の趣旨を踏まえ、読み聞かせの機会や、ビブリオバトルなどを通し、児童生徒が読みたいと思う本と出合う機会の拡大に努め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校司書との連携を図り、発達段階に応じた読書環境の充実に努めること。学校・家庭・地域、さらには公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。

発表と鑑賞の場の充実

小学校音楽会や、小学校図工作品展、中学校美術展等、様々な文化的行事に積極的に参加し、取組の成果を発表することによって、心豊かな児童・生徒の育成を図ること。

教育相談機能の充実

平素から児童・生徒との信頼関係を深め、カウンセリングマインドをもって相談活動の充実に努めること。
また、登校支援教室、さわやかフレンド、フリーダイヤル電話相談、スクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実に努めること。

教育環境の整備

教育環境づくりは、情操教育の一環として、児童・生徒の学校生活にも深く関わっていることから、常に学校の環境美化に努めること。

健康安全教育の充実と体力づくりの推進

健康安全教育・体力づくり

児童・生徒の体力づくりに向け、各中学校区の体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、体を動かす時間を多く確保できるように学校全体で取り組むこと。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用するなど、PDCI サイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。また、心の健康の問題にも十分配慮し、家庭との連携も密にし、日常生活において適切な体力づくりや健康安全についての実践を促し、生涯にわたって楽しく明るい豊かな生活ができるよう指導に努めること。

また、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動中の事故防止対策について、ゴールやテント等については確実に固定するなど、適切な対応がなされるよう指導の徹底を図ること。特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、喫煙・飲酒とともに指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解すること。さらに「がん」についての正しい知識と理解を身につけさせるとともに、予防のために自ら実践する態度を育成すること。

インフルエンザ等感染症については、感染拡大の防止を図るため、学校園において児童・生徒等に対し、うがい・手洗い・咳エチケット等感染防止対策を励行すること。

食に関する指導の充実

生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、食に関する指導の全体計画を基に、児童・生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。特に中学校給食の実施により、中学校区での食の指導体制やカリキュラムの構築についての推進を図るなど、食に関する指導の積極的な取組を図ること。とりわけ、栄養教諭配置校では、栄養教諭の専門性を生かし、各中学校区において、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳、総合的な学習の時間等における食に関する指導など積極的な取組を進めること。また、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成すること。

食物アレルギー等への対応

食物アレルギー等についての理解を深めるとともに、食物アレルギー等を有する児童・生徒に対しては、校内において校長等

管理職を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努めること。

スポーツ・部活動の
活性化

体育の授業やクラブ・運動部活動をはじめ、学校における教育活動全体を通して、生涯にわたりスポーツに親しむ能力や態度を育て、合わせて体力の向上や健康の増進を図ること。また、学年を超えて活動することにより、自主性や協調性、仲間意識を育成し、生徒指導面においても有効に働くよう努めること。

さらに、部活動については、各校において生徒の自主性・主体性を尊重し、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。

IV 学校園・家庭・地域社会が連携した教育の推進

- ・ 学校を核とし、地域社会の様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わるシステムをつくり、子どもたちが健やかに育つ教育コミュニティづくりのさらなる活性化に努めること。
- ・ 幼児期は、生涯にわたる豊かな人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、その発達段階を踏まえた「心の教育」の充実を図り、「生きる力」の基礎を育まなければならない。また、その発達を促すために、身近な環境に主体的に働きかけ、様々な体験を積み重ねていくことができるよう、保育環境の整備と、環境を通した総合的な教育活動の工夫による魅力ある幼稚園づくりに努めなければならない。
- ・ 地域教育協議会（すこやかネット）の活動を通して“地域の子どもは地域で育てる”という気運を高め、学校・家庭・地域社会の連携の充実、強化に努める。また、地域において、家庭教育を支えるネットワークの構築を図り、「子どもの学び・育ちの原点」である、家庭の教育力向上に努めること。

学校・家庭・地域社会の協働による教育の推進

- | | |
|------------|---|
| 学校施設の開放 | 地域住民の身近な学校施設は市民の共有財産であるという認識のもと、校庭や体育施設・図書室等については、地域への開放に努めること。 |
| 地域人材の活用 | 地域活動の核となる人材の育成・定着を図るとともに、多様な社会人講師や学校支援ボランティア等の地域人材を活用し、学校教育の活性化に努めること。 |
| 放課後児童対策 | 放課後や週末に、小学校の校庭や体育館等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学校と地域社会の様々な人々が協働し、学習やスポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流が図られるように努めること。 |
| 幼稚園教育の充実 | |
| 特色ある幼稚園づくり | 幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。 |
| 指導内容の工夫・改善 | 教育課程の編成にあたっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育のあり方などをふまえた教育活動を行うこと。 |

保育所園・こども園
私立幼稚園や小学校
との連携

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校でのグッドスタートにつながるよう、幼児・児童の交流や教員の合同研修等、保育所園・こども園・私立幼稚園や小学校との連携及び相互理解を深める取組を進めること。

開かれた幼稚園づくり

園庭開放、絵本室開放、文庫貸し出し等の活用を通して、家庭、地域社会との連携を深め子育て支援活動の充実が図れるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。

子育てステップの活用

幼稚園は保護者・地域と目指す子ども像を共有化し、子育て支援の充実を図るため、「子育てステップ」（平成 23 年 2 月改訂）の一層の活用に努めること。

家庭教育・地域教育の充実

地域教育協議会（学
校支援地域本部）活
動の充実

地域教育協議会（学校支援地域本部）を通じて、子どもたちが多くの人々とのふれあいの中から豊かな人間性を養い、「生きる力」を育むため、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、その活動の支援・充実に努めること。
また、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

子どもを守る地域ネ
ットワークの充実

地域で子どもたちが安心して過ごせるよう、関係諸団体との連携を図り、「子どもを守ろう みんなの目と心で」を基本認識とし、地域パトロールカーの運用や子どもの安全見守り活動に努め、地域ぐるみでより強固な「子どもを守る地域ネットワーク」の充実に努めること。
また、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を活用し、子どもが主体的に暴力に対応できるための知識や技能を身につけるよう努めること。

家庭教育の推進
と支援

学校・家庭・地域の協働のもと、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ、子育てに悩みを持つ家庭や、孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。幼少期からの子育ての大切さを重視し、PTA・地域・行政とも協働して、全ての中学校区において、多様な場で保護者の親学習の実施を図るとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。
また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、学校・家庭・地域の連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ること。

議案第13号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員が現在欠員であり補充するため。

平成29年度寝屋川市スポーツ推進委員被委嘱者名簿

No.	氏名	主な資格
1.	黒松 与子	コンディショニングトレーナー・健康運動指導士（陸上競技）
2	土橋 司	寝スポーツインストラクター（野球）

議案第14号

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行うため。

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について

1 目的

寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行うため。

2 委嘱委員名

	氏名	所属及び職名	備考
1	美川 圭	立命館大学教授 元寝屋川市史編纂専門委員 (専門分野：日本中世史)	継続
2	岩城 卓二	京都大学人文科学研究所准教授 元寝屋川市史編纂専門委員 (専門分野：日本近世史)	継続
3	小田 康德	大阪電気通信大学教授 大阪市史料調査会調査員 (専門分野：日本現代史)	継続
4	大西 正禮	行政書士 元寝屋川市理事、市史編纂室長 (専門分野：地方行政、社会教育行政等)	継続
5	北野 裕子	大阪樟蔭女子大学 非常勤講師 龍谷大学 非常勤講師 茨木市史、近江八幡市史、京丹後市史等の編纂委員 (専門分野：近代史（地域産業史）)	新規

3 任期

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（2 年間）